

第10回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年4月10日（水）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	出
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席 7人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出				
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人					
4	欠席委員	なし								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	2番 野見幸雄 委員 3番 松原利志 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第27号 農用地利用集積計画（利用権設定）について (2) 議案第28号 農用地利用集積等促進計画案について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (3) 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (4) 農地の利用目的等変更通知書について (5) 片柴地区急傾斜事業に伴う試掘調査の実施について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年5月総会 5月10日（金）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 三朝町人権教育推進協議会委員の推薦について 農業委員の月額報酬の改定について 「現地確認ナビ」のログイン方法の簡易化について 令和5年度農業委員会委員能率給の支給について 令和6年度水稻等作付けに伴う用水路の確保確認について 遊休農地の解消活動について								
11	閉会	午前10時10分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 10 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、おはようございます。 桜が満開の時期になり、今朝も学校に入学する新入生を見ました。また近くの田んぼでも作業をする姿を見かけるようになってきました。やはり農地があつて地域が守られているということを改めて感じています。これから農作業のほうも忙しくなってきますが、春は農作業の事故が多くなる時期でもあります。発生の防止も含めて委員の皆さんはぜひ現場に出かけていただきますようお願いします。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、2 番 野見幸雄 委員、3 番 松原利志 委員 を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	「議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本

	委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）については、承認されました。
(2) 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 7 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありました

	ので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告（1）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、9 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（2）の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書につきましては、1 件の合意解約の届出が出ておりますが、次の耕作者が予定されております。ご確認ください。

	報告（３）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県などが発注する災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。一時転用の箇所は穴鴨地内、曹源寺地内、助谷地内の３か所です。 報告（４）の農地の利用目的等変更通知書につきましては、農地のかさ上げを行うものです。埋め立てて水はけと利用性の向上を図るものです。現地につきましては竹田地区の農業委員さんとともに確認をしております。 報告（５）の片柴地区急傾斜事業に伴う試掘調査の実施につきましては、片柴地内で計画されています片柴地区急傾斜事業の施工に伴い、農地の遺跡試掘が必要となったことから、その実施について教育委員会から報告を受けたものでございます。 ご確認ください 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第７のその他に入ります。 (1) 令和６年５月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 ５月１０日（金）午前９時からの開会を予定します。 会場は、第２会議室です (2) その他 三朝町人権教育推進協議会委員の推薦について 農業委員の月額報酬の改定について 「現地確認ナビ」のログイン方法の簡易化について 令和５年度農業委員会委員能率給の支給について 令和６年度水稻等作付けに伴う用水路の確保確認について 遊休農地の解消活動について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前１０時１０分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月10日

議 長

(記名)

議事録署名委員

2 番 農業委員

(記名)

3 番 農業委員

(記名)
